

黒潮町公告第16号

地域計画変更（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定に基づき公告・縦覧します。

なお、本地域計画変更（案）に関する利害関係者は、縦覧期間の満了日までに町に意見書を提出することが出来る。

令和7年5月9日

黒潮町長 大西 勝也



- 1 地域計画変更（案）の縦覧期間
自 令和7年5月10日
至 令和7年5月23日
- 2 地域計画変更（案）の縦覧場所
 - ・ 黒潮町本庁農業振興課
黒潮町入野5893番地
 - ・ 黒潮町佐賀支所海洋森林課
黒潮町佐賀1092番地1
 - ・ 黒潮町ホームページ